

# むつ市 観光施設等感染予防対策 支援事業を実施します!

## 観光施設等感染予防対策支援事業とは?

むつ市内の宿泊施設、お土産販売店が設置する検温システムの導入費用を補助する事業です。補助を受けるためには、所定の条件を満たす必要があります。

**対象となる事業所** ➡ むつ市内に所在する宿泊施設  
またはお土産販売店

**申請に必要な書類** ➡ むつ市観光施設等感染予防対策支援事業申請書  
※申請関係書類は、市HPからダウンロードできます。

**申請方法** ➡ 上記申請書類をご記入の上、下記申込先へ  
郵送・FAX・メールにより御提出ください。

## 補助の条件

### <必須項目> (すべての項目を満たす必要があります)

1. 市の区域内に所在する宿泊施設、またはお土産販売店
2. 市税の滞納がないこと。  
ただし新型コロナウイルスの徴収猶予制度を利用している場合を除きます。
3. 「むつ市感染症対策安心飲食店等認定制度」の認定を受けていること



### <Q&A>

1. **すでに導入している場合、補助を受けることはできますか?**  
A. 令和2年4月1日から起算して補助を行いますので、補助対象となります。
2. **設置台数に制限はありますか?**  
A. 設置台数に制限はありません。施設の区分ごとに上限金額までの補助を受けることができます。
3. **金額の上限は?**  
A. 収容人数50人以上の宿泊施設、年間入込者数1万人以上のお土産販売店  
→100万円  
収容人数50人以下の宿泊施設、年間入込者数5千人以上のお土産販売店  
→30万円

(お問い合わせ・お申込先)

むつ市経済部観光戦略課

〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号

TEL : 0175-22-1111 (内線2644) FAX : 0175-22-1373 メール : kankou@city.mutsu.lg.jp